

バイオマス エネルギー〈薪ストーブ〉の補助金

問 総務課 企画統計係 ☎62-9332

自然エネルギーの活用を積極的に支援することにより、地球規模での環境保全やエネルギーの安定供給の確保を図り、もって自然豊かな環境に優しいまちづくりを推進していくため、薪等を燃料として使用するストーブ等を設置する方に対し、設置費用の一部を補助します。

●目 的 自然エネルギーの活用を積極的に支援し、木質バイオマスエネルギーの普及により、環境保全や森林整備に繋がることを目的とします。

●期 間 平成24年度の1年間

●補助金額 「富士見町薪ストーブ等設置補助金」として購入及び設置費用の2分の1以内、上限5万円を補助します。

●補助対象者、補助対象薪ストーブの条件

- ①申請時に町内に住所を有し、かつ、居住していること
- ②薪ストーブ等を、その方の住所に設置すること
- ③購入した薪ストーブ等を設置し適正に維持管理できること
- ④富士見町が賦課する町税及び料金の滞納がない方
- ⑤薪等とは、燃料として用意された木（枝を含む）・木材・木材の廃材及びおがくずを固めたものをいう
- ⑥薪ストーブ等とは、薪等を燃料として使用する設計及び仕様である暖房機をいう

●必要書類 ①富士見町薪ストーブ等設置補助金交付申請書(様式第1号) ②設置住宅の位置図 ③設置工事前後の状況を明らかにする写真 ④費用の明細を示す書類及び領収書の写し ⑤設置機種のカタログの写し ⑥住民票の写し ⑦町税等の「完納証明書」、又は町税等の滞納がないことを補助金交付事務取扱職員が確認する「閲覧承諾書」



●注意事項

①補助金の申請を予定している方で、補助対象の条件に該当しないケースもありますので、事前にご連絡ください。

②申請については、購入した薪ストーブ等設置後、3ヶ月以内となります。

※詳細は町ホームページをご覧ください。

新築住宅建設の補助金

問 総務課 企画統計係 ☎62-9332

住宅を新築される際はご活用ください。また、お知り合いで諫訪地域に住宅新築の希望をされている方がいる場合は、この制度をお伝えください。

住宅用地をお探しの方は、空家検索サービス「住まい・る・富士見」でご案内ができます。併せてご活用ください。(住まい・る・富士見URL <http://www.town.fujimi.lg.jp/sumairu/>)



●目 的 富士見町に住宅を新築、または建売住宅(中古住宅は除く)を取得した方にその経費の一部を補助することで、人口の維持増加を図り、町の活性化を推進する。

●期 間 平成22年度から平成26年度までの5年間

●補助金額 「富士見町定住促進対策新築住宅補助金」として50万円

●補助対象者の条件 町内に自らが定住する目的で住宅を新築、または、新築住宅を購入した方

- ①申請時に町内に住所を有している方（外国人含む）
- ②富士見町が賦課する町税及び料金の滞納が無い方
- ③申請時に、満45歳未満の方
- ④都市計画富士見町公共下水道排水区域及び農業集落排水事業計画区域の中に新築した方、又は区・集落組合に加入した方

●補助対象住宅の条件

町内に本店、営業所等を有する業者が、新築に係る全部又は一部工事（50万円以上）を施工した住宅

●必要書類 ①富士見町定住促進対策新築住宅補助金交付申請書(様式第1号) ②住宅新築に係る請負契約書の写し ③住宅の登記事項証明書 ④住宅の位置図 ⑤住宅の完成写真 ⑥町税等の「完納証明書」、又は町税等の滞納がないことを補助金（交付金）交付事務取扱職員が確認することの「閲覧承諾書」 ⑦住民票の写し、外国人登録原票記載事項証明書

●注意事項

・補助金の申請を予定している方は、補助対象の条件に該当しないケースがありますので事前にご連絡ください。

・申請については、住宅の建築又は取得が完了した日（登記完了日）から3ヶ月以内となります。